

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新発田市長 二階堂 馨

市町村名 (市町村コード)	新発田市 (154206)
地域名 (地域内農業集落名)	菅谷地区 <sup>⑱</sup> ( 蔵光、上中江、下中江、北中江、麓、ノ切、東宮内、中妻、黒岩 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月23日、11月22日 (第1回)(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p><b>【蔵光】</b> 5年以内での農業経営は現状維持できる状況だが、今後農業者の高齢化が進み、担い手及び後継者が不足する見込みである。 基盤整備が完了している地域であり、水稻以外の作物生産ができる環境が整っているが、園芸作物等の複合経営による経営安定化を進めていく必要がある。</p> <p><b>【上中江・下中江・北中江】</b> 5年以内での農業経営は現状維持できる状況だが、今後農業者の高齢化が進み、担い手及び後継者が不足する見込みである。 小規模経営の農家が大半を占めており、近隣集落の専業農家や法人等が地域の中心的な担い手を担う必要がある。 基盤整備完了地域であり、ほ場管理が比較的容易である。仮換地の割り当ての際、地域内で協議し、農地の集積・集約化を進めた。</p> <p><b>【麓】</b> 5年以内での農業経営は現状維持できる状況だが、今後農業者の高齢化が進み、担い手及び後継者が不足する見込みである。 条件の悪い農地は受け手がなく、耕作放棄地の増加が懸念される。 基盤整備が進んでいる地域であり、水稻以外の作物生産ができる環境が整っているが、園芸作物等の複合経営による経営安定化を進めていく必要がある。</p> <p><b>【ノ切・東宮内・中妻・黒岩】</b> 小規模経営の農家が大半を占めており、近隣集落の専業農家や法人等が地域の中心的な担い手を担う必要がある。</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p><b>【蔵光】</b> ・現耕作者が経営規模を拡大し、地域の農地を引き受けていく ・集落営農組織化の検討を行い、経営規模を拡大していく</p> <p><b>【上中江・下中江・北中江】</b> 基盤整備の面工事が完了している地域で、今後は隣接地域からの入作者や、JAの受託者協議会に相談する等して、耕作者の確保につなげていく</p> <p><b>【麓】</b> ・集落営農組織化の検討を行い、地域の農地を引き受けていく ・集落営農法人をつくり、経営規模を拡大していく ・複数集落で広域営農法人化を検討し、経営規模を維持拡大していく ・隣接地域及び、さらに外からの入作者に耕作を依頼する</p> <p><b>【ノ切・東宮内・中妻・黒岩】</b> ・複数集落で広域営農法人化を検討し、経営規模を維持拡大していく</p>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	344.39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	344.39 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域内の「農業を担う者リスト」掲載者の今後の経営意向(規模拡大・縮小)に沿った調整を進め、農地の集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の所有者は、受け手・出し手に関わらず原則として機構に貸付を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・葦光地区として、基盤整備済区域は法人を中心とした営農が図られている。 ・葦光、上中江、下中江をはじめとした姫田川右岸地区は、基盤整備進捗中で、面工事が終わり、営農できる状況だが、すべての事業完了は時間を要する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
効率的かつ安定的な農業経営を行う多様な経営体の確保・育成のため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及び各種支援制度を活用するとともに新潟県農業経営・就農支援センター、北新潟農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業機械の共同化や作業委託について、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨六次産業化	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

【葦光】

米以外の有機栽培、スマート農業(ドローン等の導入による農作業の負担軽減や効率化)、農業用施設の集約化

【上中江・下中江・北中江】

スマート農業(ドローン等の導入による農作業の負担軽減や効率化)

【麓】

鳥獣被害対策(イノシシ対策)、スマート農業(ドローン等の導入による農作業の負担軽減や効率化)、農業用施設の集約化(乾燥施設の協同化)、六次産業化

【×切・東宮内・中妻・黒岩】

鳥獣被害対策